

## 京都府入札監視委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、府が発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ及び委託役務業務（プロポーザル方式に限る。）（以下「府が発注する案件」という。）について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保並びに公正な競争の促進を図るため、京都府入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 府が発注する案件に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 府が発注する案件のうち、委員が抽出した案件に関し、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約に係る理由及び経過等について意見を述べること。
- (3) 別に定める京都府建設工事苦情処理手続要綱に基づき再苦情の申立てについて意見を述べること。
- (4) 府が発注する工事のうち、例外的に府外企業の入札参加を認める工事の理由等について報告を受け、意見を述べること。
- (5) その他委員の意見を聴く必要がある事項について意見を述べること。

### (委員の要件等)

第3条 委員は、公正中立の立場で前条に定める役割を適切に遂行することができる学識経験等を有する者とする。

- 2 委員の人数は、5人以内とする。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任されることができる。
- 4 委員の氏名及び職業は、これを公表する。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、知事が招集する。

- 2 第2条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務に係る会議は、原則として4箇月に1回以上、開催する。
- 3 第2条第3号に掲げる事務に係る会議は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 5 会議の議事概要は、これを公表する。

(案件の抽出)

第6条 第2条第2号に掲げる案件の抽出は、第5条第2項に掲げる会議ごとにあらかじめ委員の互選により選出された委員が行うものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号から第4号までの役割に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、京都府総務部入札課が処理する。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。